

[事案 2021-41] 年金受取方法変更請求

・令和3年11月8日 裁定終了

<事案の概要>

被保険者死亡後も、年金受取を継続することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年11月に契約した個人年金保険について、年金支払期間中に被保険者が死亡したところ、保険会社より、約款にもとづき未払年金現価を年金受取人である自分に支払う旨の通知を受けた。しかし、以下の理由により、年金受取を継続してほしい。

- (1)「ご契約内容の概要」には、「年金支払期間中にお受取りになれる年金は保証されています。」と明記されている。
- (2)自分の子がインターネットで調べたところ、保険会社のホームページに、一時金受取と年金受取が選択できる旨が掲載されている。
- (3)保険会社の職員は、引き続き年金として受け取ることができると回答した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では、年金支払期間中に被保険者が死亡した時は、未払年金現価を支払う旨が規定されており、一時金受取と年金受取は選択できない。
- (2)申立人の照会に対して、当社職員が引き続き年金として受け取ることができるとの誤った回答をしたことは事実であるが、その翌日、訂正の連絡を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。